

令和7年度川崎市立学校校外行事（修学旅行等）看護業務委託仕様書

1 目的

本業務委託は、川崎市立学校の修学旅行等の校外行事において、持病があり体調急変の可能性がある、又は、日常的に医療的ケアや体調管理の必要がある児童生徒に対して看護師が随行し、児童生徒の医療的ケアや健康管理、病気・負傷等の応急処置等を行うものである。

2 業務内容

(1) 随行行事

次の行事のうち、川崎市が指定する行事に随行する。

ア 宿泊行事

(ア) 修学旅行

- a 小学校（1泊2日）
- b 中学校（2泊3日）
- c 高等学校（3泊4日）
- d 特別支援学校（1泊2日又は2泊3日）

(イ) 連合宿泊（2泊3日）

各市立中学校の特別支援学級在籍生徒が参加する行事

イ 日帰り行事

(ア) 校外活動

各市立学校の遠足・鑑賞会・見学会等の校外行事

(イ) 連合運動会

各市立中学校の特別支援学級在籍生徒が参加する運動会

(2) 延べ随行予定日数

別表のとおり

(3) 履行場所

川崎市立学校の校外行事実施場所

(4) 随行時間

ア 宿泊行事

児童生徒の集合から解散まで。

集合・解散場所は原則として川崎市内とする。ただし、横浜市内又は東京都内の新幹線発着駅とする場合がある。

イ 日帰り行事

児童生徒の集合から解散まで。原則、集合・解散場所は川崎市内。

(5) 随行人数

ア 原則として各行事1名。連合宿泊、連合運動会は2名とする。

イ 特別な配慮を有する場合は複数名を加配して随行するものとする。

(6) 事前打合せ

看護師は各該当学校又は川崎市が指定する学校において事前打合せを1回行う。事前打合せ時間は原則として1回当たり1時間とし、特に必要な場合は2時間を上限として行う。

3 随行行事等の受注者への通知

随行する行事及び看護師の人数は、行事実施の前月1日までに川崎市から受注者に通知する。

ただし、4月実施分については4月1日までに通知するものとする。

4 委託料の内容

- (1) 看護業務に関する報酬
- (2) 事前打合せ経費（電話代、実際に学校と打合せを実施した時間費用、学校までの往復交通費等）
- (3) 集合・解散場所までの往復交通費
- (4) 宿泊行事での班別自由行動時における看護師の交通費、食費、入場料等
- (5) 日帰り行事の随行中における看護師の交通費、食費、入場料等
- (6) その他事務管理費等

5 行事の随行における経費

宿泊行事の随行中における看護師の交通費、宿泊費、食費及び随行に必要な入場料等の諸経費は川崎市が負担する。ただし、一日目の昼食について、児童生徒等が各自持参する場合はこの限りではない。

6 委託内容に係る留意事項

- (1) 発注者が受注者に委託する業務内容について、受注者はそれをもとに業務に従事する看護師を管理監督し、業務の遂行に当たるものとする。
- (2) 受注者は、看護師に対し、雇用者及び使用者として、労働基準法、労働者災害補償保険法その他従業員に対する法令上の全ての責任を負う。
- (3) 看護師は臨床経験があり、旅行等の随行に耐えられる程度健康であること。
- (4) 随行前に学校等の担当者との十分な連絡、調整、事前打合せを電話等により実施すること。
受注者は、実施前に随行看護師の氏名を学校に通知すること。
- (5) 随行中は、学校が指定した場所において児童生徒の健康状態等の把握に努め、必要に応じて処置を行う。
病院での診療が必要と考えられる場合は、学校責任者に報告するとともに、病院までの看護に当たる。また、随行中の緊急の病気、負傷等に対しては直ちに対応するものとし、必要に応じて関係機関に報告を行うものとする。
- (6) 医師からの指示があった際は、医療的ケアを行うこと。
- (7) 児童生徒のプライバシーには十分配慮するとともに、児童ポルノ禁止法及びその他関係法令を遵守し、業務を完全に履行しなければならない。
- (8) 携帯電話・カメラ等で児童生徒の写真等を撮影してはならない。また、写真等の撮影に疑義が生じたときは、学校関係者の指示に従い、撮影した画像のみならず、携帯電話やカメラ、記録媒体等に保存された画像等全てを速やかに提示すること。
- (9) 業務により知り得た情報は、一切他に漏らしてはならない。
- (10) その他の事項については、別途協議の上決定する。

7 委託料の支払いについて

- (1) 受注者は毎月の事業終了後、速やかに委託業務完了届を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、前項の委託業務完了報告書が提出されてから10日以内に検査を実施し、検査合格後において、受注者の適法な請求を受けた日から起算して30日以内に、当該月分の委託代金を支払うものとする。
- (3) 実施に伴う看護業務に係る解約料は、次のとおりとする。

ア 14日前から8日前までの解約の場合	単価の20%相当額
イ 7日前から2日前までの解約の場合	単価の30%相当額
ウ 前日解約の場合	単価の50%相当額
エ 当日解約の場合	単価の100%相当額

8 その他の留意事項

- (1) 業務上、学校との間で支障が発生した場合は解約の措置を行う場合がある。
- (2) 受注者は、業務にかかる不測の事態の発生に備えて万全の措置を講ずるほか、関係法令に従いその責めを負うものとする。
- (3) 受注者は、委託業務上の事故への対応はもとより、児童生徒の安全について、特に注意を払い実施しなければならない。

(別表)

業務名	単価	予定数量(単位)	推定金額
1 宿泊行事		91日	
2 日帰り行事		40日	
3 事前打合せ		76時間	
消費税及び地方消費税			
推定総金額			